

取引約定書

1. 取引条件

本製品、その仕様、価格、支払条件、引渡条件、安全性データシート（MSDS）等は、本見積書ないし弊社の注文確認書（以下これらを「本見積書」という）により定められた通りとします。

2. 品質

本見積書に基づき売買される製品は、本見積書に定める仕様（以下「本仕様」という）に合致するものとします。

3. 製品分析証明書

御社に提出する弊社製品分析証明書は、本製品の特定のサンプルをランダムに抽出してこれを分析した結果を記したものであり、本取引において供給する本製品のすべてが御社に提供する特定の抽出されたサンプルと全く同質のものではありません。もちろん、弊社が御社に供給する製品は本見積書に記載した仕様に合致します。

4. 相殺

弊社の御社への売掛金は、すべて現金又は手形によりお支払いいただき、御社の弊社に対する債権とは相殺はできません。

5. 所有権留保

本製品の代金が決済されるまでは、本製品についての所有権は、弊社に属します。但し、御社は、通常の事業の運営のためにこれを使用することができます。

6. 不可抗力

- (1) 本製品についての弊社及び御社の義務の履行は、本見積書の記載に従うものとします。但し、不可抗力により義務の全部又は一部の履行ができないときは、不可抗力の影響のある期間及び範囲において、履行義務は、一時的に停止されるものとします。不可抗力とは、当事者の合理的支配の及ばない諸事由（例えば、ストライキ、事故、工場の稼働停止、火災、洪水、地震、暴風雨、戦闘、戦争、革命、暴動、法令の遵守、運送の遅延、民衆の要求、天災などを含むがこれに限定されない）をいいます。尚、弊社の場合には、本製品の製造元において発生した不可抗力を含みます。
- (2) 不可抗力を宣言する当事者は、不可抗力の状況、継続予想期間を記載した通知を発生から 24 時間以内に行うものとします。
- (3) 不可抗力が 90 日を超えても継続する場合には、各当事者は、契約を解除することができます。

7. 契約の解除

弊社又は御社は、相手方当事者につき、下記の事態が発生した場合には、契約を解除し、また義務の履行を停止することができます。その場合には、後記第 8 条に定める責任限定の下に、弊社又は御社は、相手方に対し、損害賠償の請求をすることができます。

- (i) 相手方当事者に重要な契約違反があり、相手方当事者が文書により是正の請

求を受けてから 14 日以内にこれを是正しないとき。但し、重要な契約違反が是正不能なものであるときは、契約解除のための是正の請求は必要ないものとする。

- (ii) 相手方当事者の信用状態が悪化し、又はその状況からみて悪化のおそれがあるとき
- (iii) 相手方当事者が支払停止の状態に至ったとき。
- (iv) 相手方当事者が保全処分、強制執行の申立てを受け、または、民事再生、破産もしくは会社更生手続等の申立を受け、又は自ら申立てたとき。

8. 御社による受入検査及び弊社の責任限定

- (1) 御社は、本見積書に基づき、弊社から本製品を受領されたときは、遅滞なく本製品の受入検査を行っていただきます。御社の受入検査の結果、本製品が本仕様に合致していないことが判明した場合には、受領時から 72 時間以内に文書によりご連絡いただき、弊社は確認の上、当該本製品を本仕様に合致した製品と交換させていただきます。但し、当該不合致の製品をご返品いただく場合には、弊社は、対応する代金の請求をしないことにいたします。弊社の本製品についての責任は、この範囲に限定させていただきます。
- (2) いかなる場合にも、強行法規により責任限定が認められない場合を除き、弊社は、御社の利益の喪失、生産停止による損失、市場の喪失ならびにこれらに伴い発生する費用等の損害を含め、いかなる間接的、二次的あるいは派生的な損害、契約責任に基づくか不法行為責任に基づくかを問わず、弊社は責任を負わないものとします。

9. 法令遵守

弊社及び御社は、贈収賄禁止及び汚職行為防止に関する法律（米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法、南アフリカ腐敗行為の防止及び撲滅に関する法律を含むがこれに限られない。）のほか、競争法、輸出規制及び制裁に関する法律及び規則を含む全ての適用される法律及び規則を遵守するものとします。

10. 一部無効

本書の条項の一部が無効となった場合にも、他の条項は有効とします。

11. 準拠法

本約定書の準拠法は、日本法とします。

12. 管轄裁判所

本書に基づき発注・受注された取引に関連する紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。